

## 令和7年度第3回和歌山地方最低賃金審議会

### 議事録

開催日時	令和7年8月19日（火）	20時55分から	
開催場所	和歌山労働総合庁舎6階会議室	21時20分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席4名

#### ○廣谷会長

ただ今から、第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

本日の出席状況につきまして、委員15名中、公益代表委員代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

なお、船富委員は、所用で御欠席されています。

また、本会議は公開となっており、令和7年8月15日に傍聴告示を行いまして、希望がありました2名の方が傍聴されています。

次に、第2回本審で和歌山県地方労働組合評議会の方から要請書の署名を受け取っていますが、本年8月18日までの受付で250筆の追加提出がございまして、合計3,529筆の署名の提出がございましたことを報告いたします。

#### ○廣谷会長

それでは、これから議題に入りたいと思います。

まず、議題1の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について審議します。

和歌山県の特定最低賃金については、7月31日の第2回本審で、和歌山県鉄鋼業最低賃金及び和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、また、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定について、局長から諮問を受けて、特別小委員会にて審議を行っていただいております。

現時点での特別小委員会の審議状況について、岡田特別小委員会委員長から説明をお願いします。

○岡田委員長

はい。本日5時から、特別小委員会を開きまして、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定につきまして、必要性ありということで、全会一致で決まっております。以上です。

○廣谷会長

ありがとうございます。

○岡田委員長

今、事務局が報告書を配付していただいたと思いますので、事務局側は、鉄鋼業最低賃金の報告書の朗読をお願いいたします。

〈事務局が特別小委員会報告書を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の特別小委員会の報告について、御意見、御質問はありませんか。

〈意見なし〉

○廣谷会長

よろしいですか。御意見がないようですので、鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会の報告どおり、改正決定する必要ありと決議することについて、御意見ございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

では、全会一致で御承認いただきましたので、事務局は後ほど答申案を作成してください。

事務局が準備の間、このまましばらくお待ちください。

では、配付いただきましたので、事務局から朗読お願いします。

〈事務局が答申文を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の答申文案について、御意見はありますか。  
使用者側いかがでしょうか。労働者側どうでしょうか。公益側どうでしょうか。

〈意見なし〉

○廣谷会長

では、御意見がありませんので、事務局は答申文を用意してください。  
事務局が作成する間、しばらくお待ちください。  
それでは、答申文を局長にお渡ししたいと思います。

〈会長から局長へ答申文を手渡す〉

事務局は答申文を配付してください。  
答申文は先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読は略をさせていただきます。  
続きまして、次の議題であります和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、局長から諮問を受けたいと思います。

〈局長から会長へ諮問文を手渡す〉

事務局は、諮問文写しを配付し、朗読してください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

それでは、諮問を受けましたので、続きまして、議題3 和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会の設置についてに入ります。

金額審議については、専門部会を設置し、そこで審議をしていただくことになります。

今後の専門部会の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

専門部会の設置について、御説明いたします。  
最低賃金法第25条第2項の規定に基づきまして、地域別最低賃金の改正決定と同様に特別最賃の改正決定等つきましても、専門部会を設置して、金額審

議をお願いすることになります。

専門部会については、最低賃金審議会令第6条の、委員は9名以内、公労使が同数という規定に基づきまして、公労使が各3名で、合計9名、9人体制となっております。

また、同審議会令第3条に基づきまして、労働者代表委員と使用者代表委員については、候補者の推薦の公示を行いまして、推薦があった者から労働局長が任命することとなります。

明日、推薦の公示を行いますが、公示期間は9月10日までといたしますので、労働者側代表委員、使用者代表委員につきましては、専門部会委員の推薦について、御協力をお願いいたします。

#### ○廣谷会長

ただ今事務局の説明のとおり、9月10日までに関係労使を代表する専門部会の委員を推薦するということで、御了解願います。

なお、公益代表委員側の専門部会委員ですが、先日の公益代表委員会会議にて協議の結果、鉄鋼業専門部会は、石川委員、本庄委員、和中委員の3名が当専門部会委員に選出されておりますので、御報告をいたします。

次に、議題4 審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

はい。それでは、専門部会の審議運営について、提案させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができますと規定されています。

地域別最賃と同様に、審議の効率的な運営の観点から専門部会の決議とすることを事務局として、提案させていただきますが、この最低賃金審議会令第6条第5項の規定の御検討をお願いいたします。

#### ○廣谷会長

最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、皆さんいかがでしょうか。

特定最低賃についても、専門部会の決議が全会一致であれば、同規定を適用することについて、御意見はありませんか。

御異議ないでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

では、御異議ないということありますので、特定最低賃金の専門部会の審議についても、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用することといたします。

議題の最後はその他ありますが、各委員から何かございますか。

○田中委員

よろしいですか。はい。本日の審議会専門部会ですね。長時間にわたって、議員の方々、本当に御苦労さんでございました。がしかし、第3回審議会午後6時30分からというこの通知もらっています。2時間半過ぎております。小委員会行った方は、4時間別室で待っております。その説明が、遅れた説明が全くなされていない。それから、専門部会で決まったことが全く説明されていないと。本審は、専門部会で合意が得られなかった場合に、地方最低賃金について、審議するということで予定されていたと思うんですが。それがなくなっていた、なくなっているわけですけども、それについての説明もないということで、専門部会でどうなって、地賃については一体どうなったのか、その説明をしていただかないと、我々、別室で待機していた6人には、地賃の審議委員であるにもかかわらず、その決定過程、決定内容について全くわからないんですね。その説明をお願いしたい。以上です。

○廣谷会長

はい。それでは、私の方から。おっしゃったように時間を大変お待たせしましたということについては、お詫び申し上げます。

労使公含めて審議を重ねて時間がかかりましたが、それだけなかなか意見の調整が大変だったこともありますけれども、最終的には結論として、プラス2円の65円をプラスして1,045円、これを11月1日から発効するということで、全会一致の意見をみました。

ただ、付帯事項について、労使それぞれからの意見をお聞きして付帯決議をしたいということで、その付帯決議をするために、もう一度部会を明後日行うということになりました。8月21日の木曜日の午前中に行うということになりました。で、そのために本来全会一致ですべて終われば、そこではすべてが決定するということになったわけすけれども、付帯決議をするということで、部会についてはもう一度ということになりました。簡単ですけど、そういう経緯になります。

○田中委員

はい、よろしいですか。ありがとうございます。プラス2円65円、1,045円、11月1日からということですね、ありがとうございます。

この運営について、専門部会終わって、その後本審ありきのような設営、時間的に設営というのはやはりちょっと問題あるんちがいますかねというふうに思いますね。やはり前回、先週、先々週ですかね、金曜日でしたっけ、あの時来て結局本審ありませんでしたと。今日また来て2時間3時間待って、本審はあるかないかわからない状態でというのはいかがなもんかなと思うんですね。労働局側としては、日程詰めてできるだけ早く決定したいのがわかりますが、それにしても、ちょっと無理がありすぎるんじゃないだろうかなというふうに思いますので、そこら辺、次年度の話になると思うんですけども。日程調整、大変苦労はされると思うんですが、そういうこともやっぱり考えて、慎重な議論、しっかりした議論ができるような環境を作っていただかないと、問題があるんではないだろうかということと、私、その他のところではぱっと手を挙げてお願いして会長説明してくださいましたけども。局の方でするのかわかりませんが、運営の方でやっていただかないと。今日は専門部会でこういうことになつたんで、結局本審についてはこれについてもしませんということを言っていただかないと、おかしいんじゃないかなということで、運営の仕方について、再度というか、次年度に向けて色々検討していただきたいと、このように思いますので。どうもすみません。会長、勝手なこと言いまして。ありがとうございます。以上です。

○廣谷会長

参考にさせていただいて。日程も含めてですね。ほかに。

○児玉委員

今の田中委員の話にちなんでなんですかけれども、審議会令第6条第5項の適用に関して、先程、鉄鋼業の専門部会について、もちろんそのとおりでいいんですが、地賃の大体の審議会のところにおいて、第6条第5項の適用について、我々も賛同いたしましたが、今の日程調整のことも含めて、専門部会で全会一致であれば、本審開けないっていうことがあって、実はこれは審議の中で、後の本審の日程のことを非常に気にしながら専門部会をやってたのは事実あると思います。そういう意味では、この第6条第5項の適用についても慎重に、次回と言いますか検討したいなと思いますので、第6条5項ありきで、最初に決めるんではなくて、やはりこれだけいろんなその情勢がこれまでとは違う状況にあるっていうことを鑑みると、今まで通りのやり方っていうのが、

まさにこう、そのタイミング、スケジュールのその組み方自体も、もう少し考えていいかないと、結局皆さんに御迷惑かけることになるのかなということがありますので、その点も来年の審議になりますけれども、よくお考えいただいたらと思います。

○廣谷会長

特別な事情も今回ありまして、皆色々御負担をおかけしましたし、その分、会を進める中で勉強になるというと変ですけれども、それをまた一つの経験として、また改善するところは改善するということ、また検討を事務局併せてさせていただきたいというふうに思います。

他に御意見はございますでしょうか。

〈意見なし〉

○廣谷会長

では、事務局は特に何かありませんか。

○事務局（谷本）

はい。

○廣谷会長

特に他にはございませんか。よろしいですか。

では、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。

ありがとうございました。